意見募集案件	北広島市こども計画（骨子案）について
担当課	子育て支援部　子ども家庭課 電話 011-372-3311　内線　2213

意見募集期間	令和 7 年 2 月 1 日（土）から令和 7 年 3 月 3 日（月）まで
原案の公表場所 （閲覧・配布）	◇市役所（子ども家庭課）　及び　各出張所 ◇北広島団地住民センター、エルフィンパーク市民サービスコーナー、 　中央公民館、図書館、ふれあい学習センター（夢プラザ） ◇市ホームページ、広報北広島 2 月 1 日号
意見の提出方法　・提出先	・書面（様式自由）による提出 ・オンラインによる提出（市ホームページから提出） ・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと ※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。 ※市街にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。（通勤・通学等）
	子育て支援部　子ども家庭課 郵便番号 061-1192（住所不要） 電話　011-372-3311 FAX 011-398-4306 電子メールアドレス：kodomo@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表予定時期	令和 7 年 3 月頃 ※提出意見（提出がなかった場合は、その旨）、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等の内容	（1）　案を作成した趣旨、目的、理由 　こども基本法では、市町村は「こども大綱」を勘案して、当該市町村におけるこども施策等を定めた市町村こども計画の策定に努めることとされています。また、令和 6 年度が「第 2 期北広島市子ども・子育て支援プラン」の最終年度であり、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した新たな指針が必要であることから「北広島市こども計画」を策定します。 （2）　その案件の決定内容（案）の骨子（概要） 　別添「北広島市こども計画（骨子案）」のとおり （3）　その案の根拠となる法令等 　こども基本法、子ども・子育て支援法、こどもの貧困対策の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法 （4）　案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響（検討の論点等） 　子どもと子育て家庭に関するニーズを把握しながら、地域における関係機関や団体等との連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。
対象となる政策等の原案	別添「北広島市こども計画（骨子案）」のとおり
その他	令和 7 年 4 月　計画開始予定